

【被扶養者認定に必要な添付書類】

2022.12.1改訂

下記の書類以外に、状況に応じて他の書類提出を依頼することがあります

認定対象者の状況	提出書類	同居・別居どちらでもよい人					同居が必須な人	
		配偶者	子・兄弟姉妹・孫			被保険者の 父母・祖父母	配偶者の 父母	3親等内の その他の 親族
			出生	18歳 未満	18歳 以上			
必ず提出する書類	被扶養者（異動）届	●	●	●	●	●	●	
	被扶養者認定申請理由書	●		●	●	●	●	
	世帯全員分の住民票（原本） ※続柄の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ※出生の場合、母子健康手帳の「出生届出済証明」のページの写しでも可	●	●	●	●	●		●

対象者の状況に応じて下記の書類をご提出ください。（複数の状況に該当する場合は、その全ての書類が必要です。）

生計維持関係の 証明書	結婚したとき	婚姻届受理証明書（写）	●							
	扶養義務の確認 （配偶者が被扶養者でない場合）	配偶者の収入額を証明する書類 *1		●	●	●				
	被保険者と別居の人 （子が学生の場合は不要）	直近3か月分の送金証明書 *2				●	●			
	収入なし	学生（大学生・大学院生 等）	在学証明書または学生証 ※氏名、有効期限の記載があるもの				●			
		1年以上無職無収入の人	所得証明書または課税（非課税）証明書	●				●	●	
		自営業を廃業した人	個人事業の廃業届出書（写）	●				●	●	●
	退職した人	失業給付を受給しない	離職票1、2（写）、誓約書 ※発行が遅れる場合は、退職日がわかる書類（退職証明書等の写し）を提出	●				●	●	●
			失業給付を受給延長	離職票1、2（写）、誓約書 雇用保険受給期間延長通知書（後日でも可）	●				●	●
		失業給付受給中 *3	雇用保険受給資格者証（写）両面	●				●	●	●
		失業給付受給終了 *4	雇用保険受給資格者証（写）両面 「支給終了」の記載があるもの	●				●	●	●
		雇用保険未加入	退職証明書（写）または健康保険資格喪失証明書	●				●	●	●
	現在収入がある人	パート・アルバイト等をしている	直近3か月の給与明細書（写） *5 ※契約更新時は雇用契約書（写）	●				●	●	●
		自営業、不動産収入等がある （事業収入や農業収入等）	過去2年分の確定申告書（写）、 収支内訳書（写）または青色申告書（写）	●				●	●	●
		各種年金等を受給している （老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金等）	直近の年金振込通知書（写）または年金裁定通知書（写）	●				●	●	●
		各種給付金を受給している （傷病手当金、出産手当金）	給付金支給決定通知書（写）	●				●	●	●
	任意継続被保険者に加入していた人	健康保険資格喪失証明書（原本）	●				●	●	●	

*1：夫婦共同扶養の場合、主たる生計維持者（年間収入の多い方）の扶養となります。

出産された被保険者が子を扶養する場合、夫婦それぞれの直近収入をもとに判断します。

産前産後休暇および育児休業中に給与は支給されず出産手当金および雇用保険による育児休業給付金のみとなり、収入が下がるため、給付日額をベースにした月額と比較し、出産された被保険者の収入が高くなる場合は、扶養申請が可能です。復職後、配偶者より収入が高くなった場合は、扶養異動申請いただき判断します。

*2：毎月の送金額が明記された金融機関の振込証明書、現金書留控、通帳等の公的書類。手渡しや一時的送金の場合は認定できません。

*3：失業給付受給中の場合は、給付日額3,612円（60歳以上または障害年金受給者は5,000円）未満であること。

*4：失業給付受給終了または中止の場合は、「支給終了日」および「支給終了」印が押印されたもの。

*5：収入月額10万8千円（60歳以上または障害年金受給者は15万円）以下であることの継続性が証明できるもの。